

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月28日

【事業年度】 第101期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 大同メタル工業株式会社

【英訳名】 Daido Metal Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 判治 誠吾

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルヂング13階

【電話番号】 052-205-1404

【事務連絡者氏名】 取締役常務兼上席執行役員
経営・財務企画ユニット長兼人事企画ユニット長
佐々木 利行

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルヂング13階

【電話番号】 052-205-1404

【事務連絡者氏名】 取締役常務兼上席執行役員
経営・財務企画ユニット長兼人事企画ユニット長
佐々木 利行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)
大同メタル工業株式会社 東京支店
(東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー17階)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第101期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書の添付書類の定款につき、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正後の定款を新たに添付しております。

3 【訂正箇所】

定款の訂正箇所は_を付して表示しております。

訂正前	訂正後
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>